

多治見市美濃焼を使おう条例

日本の食文化は、家族や地域の^{きずな}絆を深め、おもてなしの心を培ってきました。そして美濃焼は、食卓に彩りを添えるとともに、郷土を代表する産業として発展してきました。

私たちは、食卓が食育をはじめ様々な役割を果たしていることを認識するとともに、日本の食文化において重要な位置を占める美濃焼が郷土の産業であることに誇りを持ち、美濃焼の発展に資するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、日本の食文化と美濃焼に対する理解を深め、普及を推進することにより、美濃焼の発展に資することを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、日本の食文化と美濃焼の普及に努めます。

(事業者の役割)

第3条 美濃焼に関わる事業者は、消費者に対し、美濃焼の理解と普及に努めます。

2 飲食に関わる事業者は、美濃焼の器を使うよう努めます。

(市民の協力)

第4条 市民は、日本の食文化と美濃焼に対する関心と理解を深めるとともに、食卓において美濃焼の器を使うよう努めます。

(美濃焼の奨励)

第5条 市、事業者及び市民は、会食を伴う行事等において、美濃焼の器による乾盃^{ぼい}を行うなど美濃焼を使うよう努め、一層の普及に努めます。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行します。